

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

〒
申請者 住所
氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和 年度鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金交付申請書

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金
算 定 基 準 額	円
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金 事業実施報告書 2 面接等実施証明書 3 助成対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できる もの

様式第1号（第8条関係）

年度鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金事業実施報告書

(１) 申請者氏名		
(２) 住所（居住地）	〒 —	
(３) 連絡先電話番号	固定電話・携帯電話 （ ） —	
(４) 対象者区分	①鳥取県立ハローワーク求職登録者（担当就業支援員等の氏名 ） ②とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点支援者	
(５) 実務経験等概要	①専門的な技術や免許資格、知識や技能 	
	②実務経験年数（概ね３年以上）及び実務内容 	
(６) 面接等企业	①企業所在地・就職フェア等開催地	〒 —
	②面接地	①と違う場所で面接が実施される場合 〒 —
	③面接企業名・就職フェア等参加企業名	
	④種別	・企業見学 (実施日) ・採用面接 (実施日)
		・就職フェア等 名称「 」 (開催日)
	①企業所在地・就職フェア等開催地	〒 —
	②面接地	①と違う場所で面接が実施される場合 〒 —
	③面接企業名・就職フェア等参加企業名	
④種別	・企業見学 (実施日) ・採用面接 (実施日)	
	・就職フェア等 名称「 」 (開催日)	

※「(6) 面接等企業」が2社を超える場合は、当該様式を複数枚作成すること。

(7) 助成対象経費	費 目	金 額 (円)	利用区間・利用距離・宿泊地
	鉄道賃		
	航空賃		
	バス料金		
	自家用車利用料		
	レンタカー賃借料		
	高速道路料金		
	宿泊費		
助成対象経費合計 (A)		—	
助成金額 (A) × 1 / 2 ※ 1, 0 0 0 円未満切り捨て		—	
(8) 利用回数及び 既助成金額	① 1 回目 ② 2 回目 第 1 回 交付決定通知の文書番号 (第 号) 交付決定日 (平成 年 月 日) 交付決定金額 (円)		
(9) 他の補助金の活 用の有無 (予定)	有 ・ 無 「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している団体名・部署名及び連絡先）を記入してください。		
(10) 振込口座情報 (助成金を振り込む 口座の情報ですの で、十分確認の上記 入してください。)	金融機関名		
	支店名		
	預金種別	普通預金	
	口座番号		
	口座名義 (カタカナ)		

<添付書類>

- (1) とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が支援する者については、(別紙1)を添付すること。
- (2) 面接・企業見学・就職フェア等参加証明書 (別紙2)
- (3) 助成対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの (利用年月日、利用内容 (発着地等) の詳細及び支払金額がわかるもの)
- (4) 自家用車利用及びレンタカー利用の場合は、インターネット等の推奨ルートで距離計算したページの写し等

第 年 月 日

様

鳥取県知事

印

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金（以下「本助成金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 助成事業

本助成金の助成事業は、「鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 助成金交付額等

本助成金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本助成金の助成対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

4 交付額の確定

本助成金の額の確定は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

5 助成規程の遵守

本助成金の収受及び使用、助成事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金交付要綱（平成28年4月1日第201600004047号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

(別紙 1)

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点支援証明書

年 月 日

鳥取県知事 ○○○○ 様

対 象 者	氏名	
-------	----	--

上記の者について、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が支援する者であることを証明します。

年 月 日

所 在 地 鳥取市東品治町 1 1 1 - 1 (J R 鳥取駅構内)

名 称 とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点

氏 名

(別紙2)

面接・企業見学・就職フェア等参加証明書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

対 象 者	氏名	
面接等年月日	年 月 日	
面接等の種別	1 企業見学 2 採用面接 3 就職フェア等	
面接等の業種、 職務内容		

上記の者について、当社の面接等に参加したことを証明します。

年 月 日

<企業名>

所 在 地

企 業 名

証 明 者

役職・氏名

電 話

※就職フェア等で複数の企業を訪問した場合は、それぞれの企業から証明を受けてください。